

第9章 その他届出を要する工事等

9 - 1 規制区域指定の際の工事、その他の届出事務手続きの流れ

規制区域における以下の届出の事務手続きの流れは、以下の表のとおりです。

〔法第21条第1項、第40条第1項〕

規制区域指定の際に当該規制区域内において既に行われている宅地造成等に関する工事の届出（既着手工事の届出）（指定があった日から21日以内） 9 - 2

規制区域内で一定規模の擁壁若しくは崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する場合の届出（工事に着手する日の14日前まで） 9 - 3

公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者が行う届出（転用した日から14日以内）

9 - 4

規制区域指定の際に既に工事中、その他の工事届出事務手続きの流れ

	届出者（工事主）	県（長崎市・佐世保市）	備考
届出（規制区域指定の際に工事中）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工事着手（指定日前）</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">〔規制区域指定日：R7.5.23〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【区域指定日から21日以内】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工事の届出提出【省令】</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">工事の中止(再開、廃止)届【細則】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更届出提出【細則】</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">完了届出提出【細則】</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">届出受理</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更届出受理</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">完了届出書受領 (以後、既存盛土として把握)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公表・市町通知 法第21条第2項 法第40条第2項</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公表・市町通知 細則第17条、30条</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">公表・市町通知 細則第18条、31条</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工事の届出提出【省令】</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【工事着手日の14日前まで】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工事着手</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">工事の中止(再開、廃止)届【細則】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更届出提出【細則】</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">完了届出提出【細則】</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">届出受理</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更届出受理</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">完了届出書受理</div>	<p style="text-align: center;">法第21条第3項 法第40条第3項</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">細則第19条、32条</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">細則第17条、30条</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">細則第18条、31条</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">宅地等へ転用</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【転用から14日以内】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">転用届出提出【省令】</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">届出受理</div>	<p style="text-align: center;">法第21条第4項 法第40条第4項</p>

9 - 2 規制区域指定の際に既に行われている工事に関する届出 [法第21条第1項、第40条第1項]

規制区域の指定(5/23)の際、当該規制区域内において既に行われている(1)宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事(2)(3)は、その指定があった日から21日(6/13)以内に長崎県知事への届出(4)が必要です。

- (1)：「既に行われている」とは、工事に伴う請負契約の締結又はそれに基づく労務者や資材調達等の手配の段階ではなく、実際に工事現場において設計図書と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われている段階を言います。
- (2)：一定規模の工事とは、「1-5 その他届出を要する工事等(規制区域指定時の既着手工事)」の届出を要する工事に該当するものをいいます。
- (3)：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び「1-6 許可及び届出を要しない工事等」に該当するものは除きます。
- (4)：省令様式の届出書に記載する下記事項については、届出工事の最終的な計画の正確な数値を記載してください。

【届出の種類別】 [省令第52条、第82条]

NO.	工事の内容	届出の名称	様式	備考
1	宅地造成、特定盛土等	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令第十五	[省令第52条第1項、第82条第1項]
2	土石の堆積	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第十六	[省令第52条第3項、第82条第2項]

【添付を要する図面等】 [政令第23条・第25条、省令第52条・第82条]

工事規模が、以下の規模に該当する場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。(必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。)

<p>【宅地造成・特定盛土等の場合】(「7-2-1 中間検査」の対象規模)</p> <p>盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土(、を除く) 盛土で高さ5m超(、を除く) 盛土又は切土の面積3,000m²超(～を除く)</p>
<p>【土石の堆積の場合】(「7-3 定期報告」の対象規模)</p> <p>堆積の高さ5m超かつ面積1,500m²超 堆積の面積3,000m²(を除く)</p>

NO.	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	要	要	・等高線は、2メートルの標高差を示すこと

NO.	図面の名称	明示すべき事項	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
3	土地の 平面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	要		<ul style="list-style-type: none"> 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 		要	
4	写真その他の資料 (工事範囲を赤枠で囲むこと)		要	要	盛土及び切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにするもの

9 - 3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出〔法第21条3項、第40条3項〕

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注1）を行う場合、当該工事に着手する日の14日前までに、長崎県知事への届出が必要となります。

注1：法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可（第5章参照）及び法第16条第1項又は第35条第1項に基づく変更許可（第6章参照）を受けたもの、法16条第2項、第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	備 考
1	擁壁等に関する工事の届出書	省令 第十七	〔省令第55条、第85条〕

9 - 4 公共施設用地の転用に関する届出〔法第21条第4項、第40条第4項〕

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注1）は、その転用した日から14日以内に、長崎県知事へ届け出なければならない。

注1：法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可（第5章参照）を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	備考
1	公共施設用地の転用の届出書	省令第十八	〔省令第56条、第86条〕

9 - 5 届出工事の変更届 (細則第17条・第30条)

「9 - 2」及び「9 - 3」に掲げる届出を行った工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する14日前までに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【変更届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分			備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	宅地造成等に関する工事の届出の変更届出	細則第20号	要	要		(細則第17条・第30条)
2	擁壁等に関する工事の届出の変更届出	細則第21号			要	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類		要	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。 (細則第17条・第30条)

〔重要〕「9 - 2」の届出工事の工事規模を拡大して変更する場合、変更増加分が許可対象規模（「1 - 3 許可を要する工事」参照）以上となる場合は、変更届出ではなく、改めて許可申請が必要となります。（運用開始後の許可対象規模工事着手の扱い）

9 - 6 届出工事の中止・廃止・再開に関する届出 (細則第19条・第32条)

「9 - 2」及び「9 - 3」に掲げる工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分			備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	宅地造成等に関する工事の中止（再開・廃止）届出	細則第23号	要	要	要	(細則第19条・第32条)

9 - 7 届出工事の完了に関する届出 (細則第18条・第31条)

「9 - 2」及び「9 - 3」に掲げる工事が完了したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分			備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	擁壁等	
1	届出工事の完了届出	細則 第22号	要	要	要	(細則第18条・第31条)
2	工事の完了の概要が分かる写真		要	要	要	

9 - 8 提出部数

「9 - 2」から「9 - 7」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。
(副本は返却用です)

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部

9 - 9 公表及び市町への通知

「9 - 2」に掲げる工事について、以下の届出を受理したときは、次の事項について公表するとともに、関係市町長に通知します。〔法第21条第2項、第40条第2項〕

また、変更届出が提出された場合も、同様に公表と通知を行います。(細則第17条、第30条)

- ・既着手工事の届出：法第21条第1項、第40条第1項

【公表・通知事項】〔省令第54条、60条〕

工事主の氏名又は名称

宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地

宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置

工事の届出年月日

工事施行者の氏名又は名称

工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

盛土若しくは切土の高さ、又は土石の堆積の最大堆積高さ

盛土若しくは切土、又は土石の堆積を行う土地の面積

盛土若しくは切土の土量、又は土石の堆積の最大堆積土量